

「さくらっきー」とは幸運の花を咲かせる妖精 ※妖精のため性別はありません。

特徴 頭は町花の「桜」顔は町鳥の「白鳥」体は町木の「梅」

職業 観光 PR キャラクター町の魅力を Web やイベントで PR

趣味 お散歩、探検、食べること

特技 早寝早起き、どこでも昼寝、人を喜ばせること

Twitter : @sakulucky_okbk

「さくらっきー」イラスト使用について

さくらっきーは、一般社団法人大河原町観光物産協会で「デザイン」と「さくらっきー」を商標登録しています。イラスト使用は、法人会員または観光物産 PR（大河原町のイメージアップ）と判断した場合にイラスト使用が可能となります。但し、使用できる画像は基本、当協会が指定した3種類に限ります。

さくらっきー 使用可能イラスト



①基本ポーズ



②白鳥水上



③白鳥飛び

さくらっきーのイラストを使用したい場合は、協会事務局へ申請書を提出してください。

使用する際は、必ず校正を行いますので原稿等の提出をお願い致します。

なお、法令及び公序良俗に反するおそれがある場合等使用を承認しない場合がございます。

また、イラスト・ロゴの変色・加工・その他編集はできませんのでご注意ください。

「さくらっきー」活用による使用料について

法人設立に伴い、法人会員であれば、さくらっきーを活用したオリジナルグッズの制作・販売が可能になりました。使用料については、覚書を締結しますので、協会事務局にお問い合わせください。なお、使用料率は今後改定される場合があります。

【使用料率】・法人正会員（町内）：売上価格（税込）の 8%

・法人賛助会員（町外）：売上価格（税込）の 10%

「さくらっキー」の出演・貸出について

さくらっキーの出演・貸出は、法人会員及び大河原町の観光物産をPRする目的に基づいたものとなります。

さくらっキーの出演・貸出を希望される場合は、協会事務局までご連絡ください。出演イベント内容を確認させていただいたのち、出演・貸出の**2週間前**までに申請書の提出をお願いいたします。また、法令及び公序良俗に反するおそれがある場合等承認できない場合がございますのでご了承ください。

・さくらっキー出演料（出張費用、クリーニング代）

出演料：半日 5,000円、1日 10,000円

基本さくらっキー＆アテンドの2名で対応。人目につかない控室の準備をお願いいたします。

イベントの内容・日時によっては出演できない場合もございますのでご了承ください。

出演はエアータイプのさくらっキーとなります。バッテリーの関係で出演時間が限られますので、ご相談願います。また、ポスター・チラシ等への着ぐるみ写真掲載も申請書を提出していただければ可能となります。

・さくらっキー貸出料（クリーニング代）

貸出料：1回 3,000円

さくらっキーのイメージを損なわないよう十分にご配慮願います。

貸出・返却の際は、観光物産協会事務局までお越しください。郵送等は行っておりません。

取り扱いには十分注意してください。破損した場合の修理費は実費分申請者様のご負担になります。また、貸出の場合SNSは厳禁となりますのでご注意ください。（※令和8年からSNS等でのPRが可能となりました。）

※なお、大河原町関係のイベント等については出演・貸出料が無料となる場合がございます。

一般社団法人大河原町観光物産協会

〒989-1241 宮城県柴田郡大河原町字町 196

(大河原町にぎわい交流施設内)

TEL 0224-53-2141 FAX 0224-86-3348

E-Mail o-kankou@ji.jet.ne.jp

HomePage <https://oogawara.or.jp/>

営業時間 午前9時～午後5時

休館日 月曜日（月曜が祝日の場合は翌日休館）

(様式 1)

大河原町観光PRキャラクター等使用申請書

令和 年 月 日

一般社団法人大河原町観光物産協会会長 様

大河原町観光PRキャラクター(さくらっくー[®])を使用したいので、次のとおり申請します。

1. 申請者	(1)所在地 〒 (2)名称 (3)代表者 (4)担当者名・連絡先 (TEL・FAX・E-mail)
2. 使用目的 (イベント内容、使用物等詳細)	1. イラスト 2. ロゴ 3. 着ぐるみ写真 4. 着ぐるみ出演 5. 着ぐるみ貸出 6. その他 (4. 5に關しては町及び法人会員。または協会が認めた場合に限る)
3. 使用方法	※具体的に記入してください。使用方法がわかる図、印刷物等を添付しても可。
4. 使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (許可日より 1年経過後の3月31日まで)

上記の申請のとおり「大河原町観光PRキャラクター」を使用することを認めます。
なお、使用に当たっては下記の事項をお守りください。

記

1. イラスト・ロゴは使用目的の用途以外に使用せず、観光物産協会の校正を受けること。
2. 使用にあたってはキャラクター名、承認番号を明示し、現物または写真を1点提出のこと。
3. 申請内容に変更があった場合は速やかに変更申請を行うこと。
4. 着ぐるみの使用については別紙の注意事項を確認し遵守すること。
5. 不正な使用が行われた場合は、申請者は直ちに使用を中止するとともに、使用物の回収・撤去等を行うこと。

令和 年 月 日

承認番号 号

一般社団法人大河原町観光物産協会
会長 佐藤 敏徳 